經典餘師 大學全 一

內務省圖書
第　號
書部　類
函
共十七冊

和書門
類 二
號 二七四二八
冊 七七
架 十五

內閣文庫
番號 和 27428
冊數 10 （ 1 ）
函號 191 130

國立公文書館
National Archives of Japan

讃岐百年先生述

經典餘師

四書之部　十巻

此書は漢文に一つの仮名を用て読法を見れハ文字
おのづから読べく註を見れハ其理自から意得べく
まづしひとり学問のかとくらざる書や

浪華書林　同盟社藏版

經典餘師序

先王之道。存乎七經也。炳如日星。然或有不知不解者何也。不善讀故也。所以讀而不善讀者

明治十三年購求

何也。不得其師故也。是之以古之學者。必擇師而事之。而後日知其所未知。駸々乎以進。傳曰三王四代。唯其師。其斯之謂歟。通邑大都。固不乏其師。若夫僻邑寒郷。求師而不得。徒費歲月者。実可憫惜哉。溪世尊有概于茲。謂高論之無益。

不如畢論之有益也。因
以國字解論語孝經等
書。謂之不置。名曰經典
餘師。學者獲而讀之則
雖僻邑寒鄉。豈不有餘
師哉。冉介乞余序。為題
以一語云

天明丙午仲秋

正二位菅原胤長

凡例附言

○第一義

一 聖人の道とハ天下國家を治むるよりして一己の身に行状を稽ふの道なり人々日用の教にして貴賤老幼のともがらでかなハざれものなり中にも人の上としてハ元より此れを心におこなふべし殊に古人の詞ハ胸中にあれしくて徒に位をもてあそぶハ宮殿の内に壁器をてあつかふに異ならねどもまだるに斯道を難とのむかうに覚へ侍るハ元来漢字にして言葉の異せうなるがゆへなり今經典餘師二十五巻をあらハし侍りて大とし母をうつしも能く讀法のおりむねを考がへ合しきバ日抄をその雪のごくなりうせら

○讀法よみのこと也

まづいへバ大學の物に○癡手其不亮矣○上にある讀法に○其

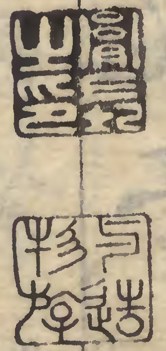

羌不仁庶し○とありそのごとく字策を以て文字とものゝ跡へ下よこ
のつるべし文字の下へあまりし假名ハ上の文字のことへ付て
讀なりすまくんバ○不仁庶し○にとらふハ不の字につけ○しとらふハ
庶の字につけそのりさて字策を以て文字をつゞき一字の訓
よりて終るまでハ字をはなれくうてまくるべからず其いとよむうちへ
其の字をつゞき羌とよみ出を時ハ羌の字へつけるべし是讀書
の法なり必ずまぎらへあやまる事なかれ

一 註ハ本文のわけを説るものなれバ本文の文字の
註ニ出るハ和訓をつけその字のこゝろその和訓のごとしくと
ゆるすべしまよくんバ○雨の沛然○君の唯所行のまゞひなり

一 御尊御女朋友○その外假名づかひ用ひざるものハきづかひ
なへくまでも詞よくきこへ易と称ぶるもの悉くこゝろよくゆるし

望不善欲悪○其家を務を欲といふもおもてやすらへるこゝろゆへなく
假名を以てその意を説しものは一の字ごとに義理わかちきこゆるの
今和訓を以てよみを解ゆるその他も此例とれしてさとるべし

一 面白不埒心能○無頼なるを不埒とし愉快なるを心能とし歡楽
なるを面白とし又進退をふるまひといひ容態をもふるまひといひ
宴饗をもふるまひといふゆへふるまひも振舞とあてゝ是ハ本文の事ニふ
あつかはざるゆへ通俗耳よききこへをとれが為に見馴し文字を出すのみ

一 焉也乎諸於○助字なり俗に置字とて讀ざるゆへ用て(焉)かなに
かゝることをかりて助字とせるなり讀て宜き所ハ助字となさず是ハ
天朝のてにをはの類にて文章を書にハいるなれど聖人の道を學に
用ずして可なり大抵○焉ハあくまでといふ意なり○也ハなり○乎ハかなり
○於ハおゐて○諸ハこれをこれといふ意なりまよくんバ○むべ山風を嵐といふ

の類にて三十一字にたらずとも〇らんであれどもならひへあり歌を説には山、ぜをあらしといふもむべなりと説てきたりぬ

一 集註顔淵言曰のたぐひあれば集ハ音しう淵ハ音えんあり言曰ハいふとのたまはくとよむべきなりされどもむつかしければそのまゝなればよみ人をまどはして異なるべきにはなるべし

一 子曰の二字のちらくハ出さず助字もそのまゝ略して(九)をなしてあるまゝものちらくハあれをいださず未將盡のきらひあるとてもそのまゝ略してには西度よむべしとありてのちらくハ略すべし

一 誠に聖人の教人くなるべきことなり男子ハもちろん女子といへども位ある方ハ朝夕左右にあるべし世に大和小學女大學など人の道をやはらげて重宝の書もあれど聖人の詞ならねばゆへに益なしその訳ハ右様の書ハ手に取ればよみやすく

をとらへてばかりわきまへなり今の儒師の法ハ學者の讀書のごとくとくと胸中にその語をおさめて聖人の詞でのべをよく覚ゆるゆへに仁義の道心にそみわたるなりとあるべし

一 初學の法上にある讀法の如く本文の文字を跡へかへしよむ是聖人の詞なりをかうぶらすおしあへて初め一巻だに八十字よりあるく十五六字にいくゑもよく覚べし夫よりだんだんに相まして一部全篇を悉くよくおぼえ其後に左の註を考て其意を諭すべし四書六經此のごとくよくおぼえて後ハいかなる書もよみやすきやくいふを更になし儒者といへども此外なしと知るべきものなり

一 天朝日本大東大和皇和中津洲日東など種々の文字を制されども元来ひのもとハあるべきことかな音をかるべきことなり若文字にまよはば 天朝ととなふとむべき事なり

やまとなる天子の君を日邊あるひハ紫微なんどと称したる
ましてひのもとハ日出まぢかく朝をつかさどるちなり土地東に位
して元とし角とし生徳とし仁とし春とし陰陽あらくさふの偏り心
氣定まるらん風土の氣脉をかくし古来神明の國ととなふる
ことふハ君臣の大道あきらかにしてきこへバ　天朝こそ萬邦に對
して眞の天子の朝廷といふべきなり實に万國とハ比をなさん
是學者心得べきの第一義なり三國を万位に分配して風土の
然しむる所以史鑑にいでをゆへ略をて

一　天朝に生るゝの八國家の紀律あきらバ事をまもりぬべきなれどもまで
に儒佛の二教もまたより来て中古より國家の政事に用ひのへバ是
元よりみだりに怠るべきにあらず古人の論定ありしごとく世を夕より
煩欲をさり静寂覚心を本とし出ハ釈門にゆづり今日國家の

政道に預かり世に處して躬行をたゞすとむるにハ儒をまなぶべし
とぞ天地の間あらゆる國〻多けれども大國ハ　天朝と漢土
韃靼なりといへれども韃靼ならびに外國にハまの道といふこと
なし　かつ天竺ハちいさき多びをなのきざる釈如来人にをしへのふ
て教をまもらく漢土にハ聖人禮楽を制作おしのふまあのゆへに
天朝神明の紀律に補なひて三教とやつくふ

一　鬼のく學問のはしくしを八偏倚ざるやうにまなべしとぞ詩文を學
ぶ人ハ風流にあそびまとていたづらに心のくらきやうなくなりせしまあて理
窟に渉バこれがためにこそらまして日用にうときものなり儒にながるゝ
者ハ議論をかぎり佛にかたよる者ハ神明の事をうとまれ神
道をまなぶ者ハ巫祝のやうになりて何を　天朝の大道規律
にうとく武邊政道の用に立がたきものなりと識者の論あり

一　今此書中に聖人とのゝあるハ文宣王孔子なりすべて聖人の道の傳はり左の如し伏羲神農黄帝堯帝舜帝禹王湯王文王武王周公孔子孟子程子朱子也　天朝むかしハ學風一躰なり惺窩先生はじめて程朱子を唱へ宋朝の學さかんなりなかりまの道に名高きハ林道春木下順庵荒井白石室鳩巣貝原篤信中村惕齋その諸先生いづれもおとらさなかりぬ大儒なり

一　古義學ハ伊藤仁齊先生よりおこる其人寛仁の長者にしてめづらしき大儒なり閑散祿といへる書にくハしくそれバこゝに略しぬその家五人の賢子あり世にまれなる大儒なり中にも東涯蘭嵎二先生その門中北村小沢中江木村といへる名ある人くなり

一　古文字學ハ徂徠先生の學なり世に　天朝の一人なりといふ文學武邊に通達し治乱有用の器量なりとぞ　閑散祿に出しされども其徳の高きと是非におとしまゐるハ惜むなりかゝるの人ハ儒見にくらべうかざるなりと傳ふ其学風にて名ありし八大宰春臺山縣周南服元喬滕東壁平子和宇士新の諸君也

一　度會山崎淺見井沢の諸君子ハもはら宋學の人くなれども例の巫祝神道の事にそれしあさくなり

一　敬賢とあるハ凡て國家を治めるにハ法度を正し下民の困窮を救ふかひなきびとに外國の防不時の變常にその備あるべきこそ要務なれ是故にその任に當べき才能を引擧その徳ある人を敬礼あるべきなり古の天子兒屋根公を臣より挙て師となしのちに楠公を西天より擧ひて大将軍となし鎌倉にて青砥氏を擧りちひ　江都羅山學士を擧ふ異邦にてハ伊尹を

師として名望をたつとミ韓信を元帥とし諸葛武侯を亟
相とし重き身を以て恭敬のこゝろを名付て徳を尊崇とこゝろへ
卑賤より位ある方を恭敬を名付て貴を尊崇とさふらふる
右徳をたつとミ貴をたつとむ何も義理おなじきなり

一此書元来ハ經典の語を拔集し政事徳行の目を立て題
名を自師として關東なる某侯一覧ありて此書ハ和らかに讀
の間自のら師を得が如しとありて其二字を名付られし
所なれども此その全篇にあてゝその旧名を捨ざる事とそのうち
京師なる某公餘師の二字をはぶきてとのたまひて再定せられたる

一註の文躰くだくだしきハ是ハ本文の字をはぶきさん
為にぞひふその文字をとりて載て和訓を用しゆへなり
猶また故ありて刻をいそぎ刻者の便よるまゝもひそいも等を
あしくならむに違あらん

大成至聖文宣皇帝孔夫子

右の尊号ハ天子尊崇ありしもの也くハしくハ御姓氏ハ孔
御諱ハ丘御字ハ仲尼とぞ申奉る黄帝の御子孫に
して代々に聖人出給ふこと多し黄帝より十八代を聖人殷の
湯王とも湯王より二十八代紂王まで賢明の君六七人作りて
紂王の時に殷の代ほろびて周の代となる紂王の御弟微子より
十三代を御父叔梁紇とも御母ハ顔氏にして御名を徴在と
申奉る右殷の代ほろびて後ハその後胤なる宋の國に在し
なる宋ハ殷の後なり聖人の御父母尼丘山の神霊に御祈あり
て祥瑞あしく誕生ありしかば天より五老の星くだりて闕里

といふ里より麒麟出現し又二の龍ありて其室をめぐりしと云
是時中華ハ周主の御代霊王即位二十一年十月庚子廿四日なり
天朝第三世綏靖天皇御即位三十一年八月廿四日ニ當る又聖人
の崩御同じく周主敬王四十一年四月乙丑八日なり　一ニ四月
十八日といふ　天朝第四世懿徳天皇御即位三十二年二月
八日に當る月のちがひハ周の正月を用ゆるがゆゑに
今の十一月を正月とせし天竺の釈世尊四月八日に生れましゝも今の
二月八日なり世尊の涅槃ありしも今の十二月十五日なり僧尼
暦日をもて違ひしなり聖経の　天朝へ渡りしハ第十六の
御宇　應神天皇の十六年百濟の國主より阿直岐と云
者を使者として孝経易論語を　天子へ献ぜ継て
學士王仁を渡さるる王仁ハきくや木の花の歌をよみし人なり

仁徳天皇の御師範なり其後　天智天皇の御宇にはじ
めて學校を作りたまふ　持統天皇の御宇聖人の廟を
建たまふ　文武天皇の御宇釈典の禮を備たまふ　孝謙天皇
の御宇學問の諸生を養ひたまふとて地領を下賜ハりしなり
それより　天朝儒學盛になりし又菅廟大江両家の學
起りて詩賦文章大ていに同一の体風なり天正年中まで治乱
の間事ありければ姑く之を略しける儒経の始て渡りしより
まいし天明元年まで千四百九十四年なり當今　江都尊
崇ありてひて學校を建たまひ聖廟を安置し奉まつり
釈典をとり行なひたまふ聖堂ハ　江都城の北神田にありその外
諸侯の邦々に在りのハ之を略す　江都の御政道になりて惺窩
道春二先生とあらへたひしより程朱子の學天下盛になまう

度會山崎二先生ハ儒にして巫祝の學を兼たり仁齊先生ハ古義の一家を立徂来先生ハ復古の文章を唱遂に天下の儒風三品となる朱子仁齊徂来是なり就中　西山明公ハ文武兼給ひ聰明叡敏　天朝の真學その中正の第一なり其事ハ　天朝の規格を戴き儒教を羽翼とし佛も妄に廃し給ハざるなり元来　天朝の道ハ大正の規律定則ありて儒仏を駁るを決して有べからざれバ公自から称して文學を任とし給ふ 公自作り給ふ碑文并其他の所載如此 因て公の學給ふ処はまことに　天朝の正學と申専門の儒學ハ右の三品より近来一家を建るもの多くあれど何れも少し斗の識見異なれども皆三品の末流と知るべし悉くハ　天朝史鑑に論じてあれバ略しぬ。論語ハ聖人の御教多を以て孔夫子の書とす。大學ハ御門人曾子の

書なり御諱ハ参御字ハ子輿と申奉まつる　聖門第一の御弟子なり聖人禹王の後裔なり后世たく宗聖武城公曾子と尊号なし奉まつる○中庸ハ聖人の御孫子思の作なり御諱ハ伋と申奉まつる曾子の御門人なり六十二歳にして逝去ありせ給ふ○孟子ハ子思の御門人なり御誕生の時御母君夢に天神天くだり鳳凰と龍に跨りたまひ泰山の頂より降くだると見給ふよりその日五色の雲ありて御家をあまねくめぐりしと云ふ四月二日に生給ふ後世たく尊号を鄒國公亜聖孟子とたたへ奉まつる御年八十四歳なり正月十五日小卒給ふ。周の赧王二十六年に當る明の時太祖高帝洪武年中金吾に命じて其像を射さしむ是ハ孟子の語に臣の君を視こと寇讎のごとしとある是君臣の道を

みぐるなりしとの事あり去ぬるに刑部尚書某なる者
孟子の像に立むかひ胸を的にして其の箭をうけて曰く
我孟子の為に死をうくも悔ることなしかの忠臣をかろんじ百
姓に不仁なる今の諸侯に示さんと孫ぶふなりとぞ諫たる
太祖感じたまひて大医官にその疵を療治あり且も付られたるよし

一　聖人に皇帝の追号ハ西夏よりしまる文御諱を丘と申
奉まつるゆゑに康熙帝の御宇より其の文字と去て
むることを禁じたまふその形を変じて丠とし人くさしころ
うべきことなり御遺骸ハ尼丘山の下に孔里といひ孔林と
やあり一里四方にして大樹生茂る霊地なり御神威
霊験不測敬畏の事ありしとぞ然ども世に在ます時も
怪力乱神の事ハ露も語りふことなし崩御ありしものぞ日ハ
草木無情の物迄も惨憺の色をさそふハ侍り況や　天下の間ハ
人く皆考妣の喪を慎み務るが如くなりし

一　學問の要ハ中正を執守なくして偏倚を嫌ふことなかり物に
本末あり本を尊とむべし偏倚の人ハ本を忘るゝようりなり
文武の道経に全備いたしあれども亦　天朝に八君臣の
大道武備の重きべく國家の紀律自然に異なるものあり
抑儒仏神巫の人ハその家の学に心をすませ研窮となるべし
政務の君子ハ同じのまじはりたとへ其人孝弟篤実なる
とも経済の事を学ばざれバ古人のいへる婦人の仁とて溺児を
見て流涕し衣食紙𦾔奇進供養などふきころをすせらく
仁政治く及ぶのくろれをのとるむ

一　諸子百家の事よも取べき事ありたゞに混合なりまべからぬものゝ

まして異邦の事なりといへバ何事をも忌嫌ふ人あり謹で按ずるに
天朝ハ昔より神武を用て國家を治めたまふと異邦及
ばざる所なり然るに炮術の器も彼邦の始制なりとて用ふ
るや凡て天地の間ハ同一の理にして彼此を分べからざるに
天朝の如きをいへバ京都ハ天下の人々のたちあつまる場所に
して田舎より出る宝の相集まるが故なりと知るべし しきりなること
學問の大成といふ

世尊再識

溪世尊頓首再拜謹以奉書
大納言菅原明公臺下嘗聞朝廷不歷位
而相與言不踰階而相揖禮也夫貴賤失
序謂之亂階不再貊之道與在昔亥唐之
於平公子思之於繆公子陵之於光武皆
賢而犯之且不曰事而曰交不稱臣而稱
友何也是所謂友其德者也嵩穴士之就
青雲也其意亦不外於此非巖之不深也
苟尊德而下士何謂貊之道苟由道而處
世何嫌巖不深若夫巢箕洗渭匏瓜于世
者君子不由也恭惟菅廟天縱叡敏濬
德乃文民到于今浴其膏澤實國家之柔

棟也。臺下纉成其基業。掄揚其光輝。而為
冠冕於斯道。乃世之所矜式也。世尊不佞
生于海隅。育于漁樵。身不習禮義。固無意
顯達。且伏枕與歳相半。病間讀書。適意而
已。久仰臺下盛德。而未由拜其謦咳。諺所
謂雲上不可階而外者非耶。仰慕之切。輕
瀆威尊。不佞嘗撰國史六十六卷。名曰天
朝史鑑。微力而未能終業矣。其餘間著經
典餘師二十五卷。狂簡之言。雖卑卑焉。庶
乎為蒙士為學之一助。其所以立意者。如
左。蓋斯文之興也。國初以降莫盛於
江都矣。以惺窩先生為木鐸。自茲厥後。搢
紳則右府藤公。黄門公。池田侯。縫殿則林
子。藤樹。熊沢。山崎。木順庵。伊仁齊。物徂来。
皆為天下之儒宗。慶長正德之際。於斯為盛。
再来聖代治教加隆。人皆安息於是乎
飽食暖衣。槃樂怠敖。乃至下城不讀韜畧
澉晃無誦詩書。且近来無志學問者衆矣。
顧其故如何。各有所病焉。蓋貴人所病者
三。庶人所病者四。凡為君者志于斯道。則
其身不可不重威也。宜居敬而行簡。以為
不如愛采色事宴遊也。事明君不如遇
暗主之易易。是以侍妾嬖臣不欲勸之。二
也。凡今人君不好式閭顧盧適攀儒士亦

皆列諸臣下。故不敬其所教誨。僅有所厭。
更留心他技藝三也。貴人之病。職斯之由。
庶人以為斯道也非黎庶可學者。比之茶
香花畫。以為奢侈無用之物。併棄置之一
也。又為不如三弦淨瑠璃之易且楽二也。
幼而不學問。長而耻下問三也。或僅學之
俄以為。唯我覚者而唾佛罵人。及破家産
甚之至軽君與父是以其父母為之禁錮
焉四也。庶人之病職斯之由。又有陽廃之
而陰好之其心以為。願得捷徑私叔之。然
以難讀且不易解。乃長大息。而自畫者。是
貴與賤之通病也。且為父子者。祕不相與

焉。大抵其所習讀。不過伊勢源語之類。固
不足以稱闡門之具矣。今所以有餘師之
挙者。乃為是故也。又惟 天朝神威之宗
于萬邦也固矣 日神之徳之純。皜皜乎
不可尚已。與夫異邦寡徳蒙塵。聰明簒位
之類。天壌不啻。是以 天朝之於紀律也。
儒可為之羽翼。仏亦不為無裨益。蓋仏及百
家凡小道之可觀者。皆舉而加之於政。以
益於治民。此所以成其大也。固弗可混合
而用矣。而近来彼徒阿其所好。軽視國典
者往往有焉。又有神道者。雜出其間。使人
眩曜迷惑。於是附下篇於其後。以明有祕

學當務之弟一義也簡編全備命諸剞劂唯恐野人之作不可傳諸將来不意辱歴高覧又賜之序實不朽盛事哉先是不佞與奥平侯有忘勢之交侯勸乞序於林學士廼為削牘侯為紹介報書未至而侯羅病乃薨不識達否後絶無聞焉今既蒙臺下之寵光何幸加旃不棄蒭蕘之愛及謭劣如不佞者勝因縁哉謹茲裁書以奉謝左右時暑氣漸至伏惟尊躰為國家自重臨書不勝戰栗之至頓首再拜

五月二十三日

讀法 大学

朱喜章句

子程子の曰く大学ハ孔子之遺書にして初学德よ入之門也今に於て古人学を為の次第と見可者ハ独此篇之存るよ頼而して論孟之次学者必ぞ是よ由て学ハ則其差不たに庶し

而 焉 矣の字ハ助字とてよまず

大學

朱熹章句

朱ハ氏熹ハ名なり宋の世の大儒 此一巻の章の句を分つ

子程子曰大學孔氏之遺書而初學入德之門也於今可見古人為學次第者獨賴此篇之存而論孟次之學者必由是而學焉則庶乎其不差矣

いづれも独此篇の世に存して頼てなり而に論語孟子と順に学ぶべし学者の衆輩必らず是書のをしへに出ようし学びかたは聖人直の御をしへとして庶幾して差はなかるべし程子とらへるは宋の代の大儒明道先生なり二の子の字は尊詞なり

大学之道ハ明徳を明らかにするに在民を親しむに在至善に止るに在とよむべし
於ハ助字なり
親の字ハ新の心に見べしとぞ

大學之道在明明德在親民在止於至善

この段ハ大学第一の所にてその三ケ条を大学肝要の三綱領といふ綱とハ網の綱衣の領のごとくにて万理おさまるを本として上るなりそれ人ハ天地の正しき気を得て生るゝゆへ形心動静ミな天地を法として元よりまことにしてくもりなき本体なりくもりなきハ変なり人ミな明徳とて仁義礼智の心ハ気を胎内にうくる時已にそなへて生れたれば孟子第四に出てより小児の時ハいとけなき者も父母を親しみ慕ふ孝の心そなはれりあるひハおさなきにて愚に見ゆる人にても楠正成公のごとく道にさからはず中途に死る人をば義く清盛公のごとくなる一生涯富貴栄耀を遂る人をもうらやまず是皆人く善を尊び悪を賤しむ心あるゆへなり然ども幼少より悪き事に見なれ習なれて利欲といふ捨がたき物に泥むゆへそれの明徳あらはれず

止まるを知て而して后に定まること有定て而して后に能静なり静

暗くなりてまことにならざりしをまさるやうに明らかに磨きて明徳を明らかにするなりまづ自身の徳を明らかになりてその上ハまた人々の其徳をも及ぼすべきことにて是仁心の大なるものなりまたその旧く汚れたる徳を新しく清めたるを民を親しむといふなり明君上に立給ふ時ハ下万民の徳を新たにして仁のみちにて右の三ケ条にて尽くる所なれども善の場に止まるその至極なれば心を滅して全からざるなり是を至善に止まるといふ止まるといふ字をよく心すべしすべて人ハ往べき所へ往ずして中わきに在ハ滞るといふものなり往べきところへ往つげて安座して動かざるを止まるといふなり善くハかくしぬ中の心にて理の正しく過ることなくまた不及こともなくして自然とまさるべしとしかしていハ心もろもろ徳にいたるのしるハ貧しき人にも似たり明徳あきらかなるハ富貴なる人に同じくかたちハ人の貧しくくらしてたる徳をとてもひ清むる仁心なきぞや然れども心を善の至極たる場にさだめざれバ或ハ名聞又ハ身の為にかざることをもとめをけるや君子の心ハ小人のきらふべき誠なるべし

知止而后有定定而后能靜靜而后能

にして而して后に能安し安して而して后に能慮うく慮そうくして而して后に能得

物本末あり事終始あり先後する所を知バ則ち道に近矣とうむ

矣 助字

安而后能慮慮而后能得

止ずる場に止りぬれバまうらく定まるといふことハ物の理にてあまねく

まづ止まりて動くことなければ定まるなり久しく定まりて静かに

なるときハおのづから静かなるゆゑに安く有る処より何ごとも自由に

物をひ計るなり依て慮ることも軽くならずなりしくして各

その正しき理を得ることなりと

物有本末事有終始知所先後則近道矣

本とハ明徳なり末とハ他人なり始とハもと

徳を明にするなり終とハ人を新にすることなり

やうに先にすべき理と後にすべき理とを知りなバ則ち聖人の行ひ

ところに近矣といふものなりすべて物に本末さこまりあるをもつて

己主君父母ハ本なり他國の君他人の親ハ末なり本をたつとくして

末を次とくにあまき本に始まりて末に終るべきことのなりといふこと

世の中にもおのが親にハそむきて他人の交りにハ利口にもちくて

人がらきしかるらしといふぐく輩ありてそのみて父母を人に

あしくいふる不孝をもならうをおどうくし恐れ戒て先後の

道をしらざるべからず

古之明徳を天下に明かにせんと欲する者ハ先其國を治む其國を治と欲する者ハ先其家を齊ふ其家を齊へんと欲する者ハ先其身を脩む其身を脩めんと欲する者ハ先其心を正くす其心を正くせんと欲する者ハ先其意を誠にす其意を誠にせんと欲する者ハ先其知を致す

古之欲明明徳於天下者先治其國欲治其國者先齊其家欲齊其家者先脩其身欲脩其身者先正其心欲正其心者先誠其意欲誠其意者先致其知致知在格物

これを八條目といふ即ち先に行べきこと後に為べき本末終始の理を説のべく

古の明徳ある御方天下を明らかに治んと欲ときハ先ず手前

一國の人に徳を施し恵くのふその如くやうに國を治る者ハ己

が家のとゝのふよく齊ハで叶ふべからざればさて家を齊るハ我

身の脩なくてハ齊ハぬ其吾身体の脩るもとハ心なりとし心

正しからぬ時ハ身持の脩る理なし扨心の本を意といふ一ツ拵ん

とても心に意起るところが誠ならずしては心正くハならざれば

扨意誠ならんとおもへバ物事何によらず一ツ一ツ理を推て如是ならうが

即ち道なるかと知ることを致バ自らも意も誠ならう是を知といふ

知を致さとハ物よ格るにあり物格て而して后知至知至て而して后意誠なり意誠よして而して后よ心正し心正して而して后よ身脩る身脩りて而して后に家齊家齊て而して后に國治る國治て而して后に天下平なり天子自以て庶人に至まで壹に是皆

致ハ物の理ニ格るに在とハいふなり

物格而后知至。知至而后意誠。意誠而后心正。心正而后身脩。身脩而后家齊。家齊而后國治。國治而后天下平。

凡物の理を知るに格バ心の知明かなるに至ル知ることをぞ不明のなき時ハ自から意誠なり意ハ心の起処なり意誠實なれバ心ハ正しくなり心正しくして身よく脩る己身よりて人を治め帰服なさしめて家内齊なり家齊て國中へおよび國ぐに治まりて自然に天下太平になるべきなり

自天子以至於庶人。壹是皆以脩身為本。

上ハ天子将軍より下ハ庶人に至まで位の高下貴賤の品いろいろの別あれども壹是に弟一とすべきハ身を脩るの一ツなり是を本と為とハいふ

其本亂而末治者否矣。其所厚者薄。

身を脩るを以て本と為　於ハ助字

其本乱て而して末治る者ハ否矣其厚する所の者薄而して其薄ずる所の者厚きとハ未之有

矣　也ハ助字　未ハ両度に讀

右經の一章ハ蓋孔子之言にして曾子之を述其傳の十章ハ則ち曾子之意にして

而其所薄者厚。未之有也。

己が身を脩めて人を正くハつごうべしたとへバ糸の乱たるをとくに其本をそろへずして末治るとハ否矣なり先ヅ主君を尊うやまひて次に人の君をも敬べし若身近き者とバ捨置て他人に睦じくする事道にあらず是を厚すべき者を薄とハいふ本をすてゝ末をもとめんとする身をおさむる業をとげずしてそのうへに天の冥加をねがふいまだ身をおさめずして祉を求めんとするもおなじ類なりかやうの理ハいかざる之有べからず未となり

右經一章。蓋孔子之言。而曾子述之。其傳十章。則曾子之意。而門人記之也。舊本頗有錯簡。今因程子所定。而更考經文。別為序次如左。

門人之を記と舊本頗る錯簡有今程子の定る所に因て更に經文を考て別て序次と為こと左の如し

康誥ふ曰く克徳を明らかにす

大甲ふ曰く諟天之明命を顧る

上の大学之道といふよりこの未之有ともなきまでを右經一章とすみなり蓋し八聖人孔子の御言ふして第一の御弟子曾子とらへる御方その道を述記しるかりしそて是より下右傳の十章とて十ヶ条あるハ定て孔子の御心を述なる曾子の教なりこれをきさ曾子の御門人記せしかなり貫紙なくして簡とて竹の札を韋の紐にて連めき書記せしなり然るところ切し故ら舊より傳る本ハ頗の錯雑の簡ありと見へて文そくし今牽ひに程先生の所定あそばしに因本付て殊に今更に經の文を考へ章を別て十ヶ条の次序をとバ左の如くハしそべりぬとなり是朱子の文なり

康誥曰克明徳

周の武王御弟の康叔を衛の國主になされのふ時康叔へ申し誥の所の文ゆへ康誥といふ明徳を明らかにすとの證據に出さる克の字ハ勝といふ字に通じて誠に戦て人に勝ごとくこゝろの利欲汚穢に勝これを去て己が徳を明らかにすべしとなり

大甲曰顧諟天之明命

殷の第三代を大甲と申奉るそのみかどに摂政伊尹が申し上喩る文なり悪をなして禍ハ善をなして福をまねくとうるべき物と弁へぬ人も天道なりといふそうてそらんべし然る早く甚えらしと願ふの八事よくらに明命とハ天より明に命付られたる徳といふ者人にあり夫が晴なりハきぬこのこと心を付て見ることを顧るとハ常に目を付て見ることなり

帝典曰克明峻徳

聖人堯帝の徳を賛し文之後の世までも帝の徳と仰奉るといふ心なり堯帝上天の徳にかなひのこといふも胸中にそなへの明徳と天下へおしおよぼし万民を恵みなされ峻なる徳といふも外なりし但し常人ハその私といふ欲にくらまさ克明らかにすることなきを以てなり

皆自明也

右の三ヶ条とにかくも外に盛しなく全く能己にその志を立て徳と明らかにして人の也をもとむと曾子の御辞之

右傳之首章釋明明徳

右聖人の明徳と仰らきし意を述んとて曾子此三ツの語を御引なされ釋なひしなり是に傳文の首章とし

帝典ふ曰く克峻徳を明らかにすと

皆自ら明らかにするなり

右傳之首章ハ明徳を明らかにすることを釈す

湯之盤銘ふ曰く苟に日に新なり

湯之盤銘曰苟日新日日新又日新

日日に新にして
又日に新なり

康誥ニ曰く新民を作すと

詩ニ曰く周ハ舊邦と雖ども其命維新なり

是故ニ君子ハ其極を用不所無

右傳之二章ハ民を新ニすることを釈す

殷の御代の御先祖湯王と申せしハ聖人の帝なり、されバ常に沐浴遊ばされし盤の縁に一句の教の詞を書しるして、これを湯之盤の銘といふ、銘とハ物の銘なり、此ところハ盤といふ者ハ常に湯水の器にして垢を洗清むるものなり、日々に新にして又日に新なる者なるごとく操ふべしと記しのふ

康誥曰作新民

右其徳を明らかにして民をも新ニすゝむるといふにたとふ

詩曰周雖舊邦其命維新

命とハ天より御付らるゝ時節なり天命といふと一ツにてなり此詩の心ハ周の國ハ御代久しく舊邦なりといへども聖人文王の御代に至て大ニ政道明らかにして人々の徳もたちまち新になりしとなり

是故君子無所不用其極

是故の訳ハ有徳之君子ハ其肝要の至極を用ゆ極とハ能うち明らかにして人を新にするもろもろの是至善の極なり

右傳之二章釋新民

詩ニ云く邦畿千里惟民の止まる所なり

詩ニ云く緡蠻たる黄鳥丘隅ニ止ると子の曰く止るに於て其止まる所を知る人を以て鳥ニ如不可乎

詩ニ云く穆々たる文王於緝熙にして敬しして止まる人の君と為てハ仁ニ止まり人の臣と為ハ

詩云邦畿千里惟民所止

凡人ニても何物ニても身を置べき場所ありおよそ人の住居も場所ニ居ると思バきまり王城なり邦畿とハ五畿内王城の廻をいふ是ハされ大ぜい人の群集すべき土地なりよの段ハ下の仁敬孝慈信をいはん為なり

詩云緡蠻黄鳥止于丘隅子曰於止知其所止可以人而不如鳥乎

右の心ニて幾内ハ人の留まり住居するところ丘隅ハ黄鳥の止る所なり人ハ義理の場ニ止るべし緡蠻ハ鳥の鳴声なり黄鳥ハ鶯のことなり形ハつぐみのごとし多く丘隅ニ集るものなりさて丘隅といふすべてハ詩經の詞なり聖人ことを述しのひての曰く鳥も止るべき場所ニ止まる況や人として鳥ニ不如とハいかれまじ

詩云穆穆文王於緝熙敬止爲人君止於仁爲人臣止於敬爲人子止於孝爲

敬に止まり人の子と為ハ孝に止まり人の父と為ハ慈に止まり國人と交ハ信に止まる
於ハ助字なり
詩に云く彼淇の澳を瞻れバ菉竹猗々たり斐たる君子有切が如く磋が如く琢が如く磨が如し瑟兮僴兮赫兮喧兮斐たる君子有

人父止於慈與國人交止於信

文王ハ周の御代の元祖にて大聖人の帝なり御先祖の御威光を御繼ありて御仁德の熙万民穆く仰ぎ奉る是によりても敬んで仁の場に止のよりなりされバ君たる人ハ仁の場に止まり臣たる者ハ上を敬場に止り子たる者ハ孝の場に止まり人の父たる者ハ慈む場に止まり天下國中他人との交ハ僞なく愼て言ば信あるべき場に止まるべしとの理に暗くたゞ人ハ黄鳥の丘隅に止せしも鳥ハ鵜の止まるべき水中に入がごとしものたゞくなり此下の段も衛の君の德を其民ども難有作りしものなり詩に

詩云瞻彼淇澳菉竹猗猗有斐君子如切如磋如琢如磨瑟兮僴兮赫兮喧兮有斐君子終不可諠兮如切如磋者道學也如琢如磨者自脩

終に諠る可らず切が如く磋が如しとハ學を道也琢が如く磨が如しとハ自ら脩る也瑟兮僴兮とハ恂慄也赫兮喧兮とハ威儀也斐たる君子有終に諠る可らずとハ盛德至善民之忘ること能ハざるを道也

也瑟兮僴兮者恂慄也赫兮喧兮者威儀也有斐君子終不可諠兮者道盛德至善民之不能忘也

衛の國の君武公ハ國をとめぐみの御德ありて民どもありがたく思ひ御德なりとて緑の竹に比て作し詩なり竹ハ君子の操ありしことぞろく衛の國淇水といふ川の澳の緑竹ハ竹の名所にて殊に猗々となり是をとへて付てもありがたく斐き君子の德をそうちもの詞の心ハ武公の次第に德明らかに進むのよしを誉て角細工玉細工に比したり獸の角も道具たらんとならバその物め段々に切くだきこれを又とぎて磋にしおなじく学問にそうくて道にいたるまでそのことし玉も物ハ石の類なり物なりその物ハよくうち琢ことて磨きてのち光を發して宝となるこれ自身を脩るなり瑟兮僴兮御威光ありて人恂慄なく御德ついに四方へ喧兮なる誠に御威儀厚くありの衛の武公ハ斐き君子ゆへ下く終までも御恩諠

詩に云く於戲前王忘れず君子ハ其賢を賢として其親を親とし小人ハ其楽を楽として其利を利とす此を以て世を没して忘れざる也

右伝之三章ハ至善に止まることを釈す

子の曰く訟を聴こと吾猶人のごとし必ずや訟無らしめんか情無者ハ

詩云於戲前王不忘君子賢其賢而親其親小人樂其樂而利其利此以沒世不忘也

不可忘と至善の盛なる徳なれバ民も忘るゝ事能ハずといふや

周の先祖文王武王いづれも聖人の帝なるをのべし詩なり後の世の君子たる人小人たる人までありがたく御徳なりと忘れず於戲とハかなしみの詞又誠に前の王のなされおくハ賢人を挙用ひて下を仁のよやく後の世までも上ハ賢人を敬ひ親むべき人を親しミ下ハよく世の中を楽んで世渡の利を得るなり誠に御徳の大なる事なり

右傳之三章釋止於至善

子曰聽訟吾猶人也必也使無訟乎無情者不得盡其辭大畏民志此謂知

其辞を尽すを得ず大に民の志を畏しむ此を本を知ると謂

猶 両度ニ読

右伝之四章ハ本末を釈す

此を本を知と謂 此を知の至と謂也

右伝之五章ハ物を格し知を致すの義を釈して今ハ亡ぬ矣

本

此段ハ本を務べき理をあらはし玉ふ聖人といへども公事訴訟ハ吾も人もかハる事なし政道を務きバ常の人にかハらず善悪理非のわけ分るなり各巧に備へられし事たまバ中々軽く捌るゝ然しながら吾もし国を治るとぞならバ下々の為をかまへるの巧あるまじく悪き風俗ありけるかなしき者も情無てならバ吾前へ出て辞を尽す事も得まじく仁心を以て重でバ民の志ざしも大に畏るべきなり

右傳之四章釋本末

此謂知本此謂知之至也

この段ハ右よりの錯簡にて五章の伝文失へる事なり朱子甚愚を推量ありて此下へ詩をくゝりくる

右傳之五章蓋釋格物致知之義而今亡矣

此段只右伝の五章とぞあり蓋とハ朱子の推量の詞なり蓋てこの章ハ

閒ごろ嘗て竊に程子之意を取て以て之を補て曰く所謂知を致ことハ物に格るに在る者言こころハ吾知を致さんと欲セバ物に即て而して其理を窮るに在㊥也㊥之蓋し人心之霊知有ずと莫而して天下之物理有ずと莫惟理に於て未窮まらざる有故に其知盡ざる不

程子之意以補之曰　物に格て知を致の義を釋ハせしなり而ども今ハ此文亡失てなかりしゆへ **閒嘗竊取** 閒嘗ハ朱子の詞なり吾嘗より窃に程子の工夫ありし意持を取て名づけるもあらんかと文を補て見せしなり **所謂致知**

在格物者言欲致吾之知在即物而窮其理也 此九字ハ八條目の文なり前の八條目に謂所の己が心の智恵を致とハ万物の理ハなかなかと窮め格さしとあり其意を細にらく左のごとくなるべし **蓋人心之靈**

莫不有知而天下之物莫不有理惟於理有未窮故其知有不盡也 蓋と撥て氣のつゞめてそれあれ万事に付て人間のその心といふ物ほど霊なる者ハなし去べて知といふ心の

と有㊥未両度
㊥也助字
是を以て大学の始の教必学者をして凡天下之物に即て其已に知之理に因て而して益之を窮て以て其極に至ことを求めずと莫ら使㊥使両度
㊥乎助字
力を用ること之久しくして而して一旦豁然として貫通するに

持まへなり扨天下の作と見て人間の事より器物草木の無情に至るまで其一事ごとに理といふもののあり然ども多くの人その理を窮ることなし知といふところの徳を以て物の理を仰し窮めバ知恵におゐてハ悟覚盡ることあるべからず然るになし神仏に祈て幸ひを求め未来をたのむもののみ善を行ても身の困窮なるハいかなることのゆへならんと或ハ一切怪しむ事ハあるまじなどゝ皆理を窮めざるゆへ越しと知るべし **是以大學始教**

必使學者即凡天下之物莫不因其已知之理而益窮之以求至乎其極 右の訣ゆへ大学のおしへとしてハ天下の間何物まれとも道数の已知たる理に心を因てその上の理をだんだんに窮て益々委くして其至極を求め使むるなり是学者の始めの教へなり **至於用力**

之久而一旦豁然貫通焉則衆物

至ては則ち衆物之表裏精粗到ざること無して吾心之全體大用明ならずといふこと無し此を物格と謂此を知之至と謂 焉 矣 也 の字助字なり

所謂其意を誠にすると者自ら欺くこと毋と也悪臭を悪が如し好色を好が如し此之を自ら謙よくすと謂故がゆへに

之表裏精粗無不到。而吾心之全體大用無不明矣。此謂物格。此謂知之至也。

初右の通る理を窮めんと力をつくし其場へ用ゆべし一月日と重ねて久しく之而して一旦貫通時節あるそのなり其時ハ豁然とひらけ一ッの物より推て衆の物の理すべし自然と表裏精をも粗きも窮め至る場に不到といふことなし吾胸中心の全体もまるく外への心の大用も明らかならぬといふことなし此を物格と謂又此を知の至とも謂なり

所謂誠其意者。毋自欺也。如悪悪臭。如好好色。此之謂自謙。故君子必愼其獨也。

細註に謂所の誠其意とあるをとかれて欺くこと勿者我で我心のくらくとゆるし置なり懐蓋とても是ハ悪きしものなくハ忽ちさるべし悪をさることく悪をさ臭を悪ごとく善しと学ハ好色をみゆくしと思ひかごとくす

君子ハ必ず其獨を慎む也

小人ハ間居して不善を為至ざる所無し君子を見て而して后厭然として其不善を揜て而して其善を著す人之己を視て其肺肝を見が如し然バ則ち何の益かあらん此を中に誠あれバ外に形ると謂故がゆへに君子ハ必ず其獨を慎む

べし毋する謙を好む時ハ謙よくしてそのかなりけるなど善とそのしむとらふ場になきとバ表向なることなく独を慎なり独とらふハ人の見聞ざる所にして暗き場をも操節とうしなはざるなり

小人閒居爲不善。無所不至。見君子而后厭然。揜其不善而著其善。人之視己。如見其肺肝然。則何益矣。此謂誠於中形於外。故君子必愼其獨也。

徳もなき小人ハあざむくに月日をとらし閒居して事甚よろしからぬ思ひを回して極て善事なる心をも務るとらずしてハなさざりのなり何で無益の事をもするもの少く小心なる思ハる不善心の至ざる所無しとなりたとへバ徳ある君子にあふやいなやかの厭然として今までの仕うらし不善をとり揜て善風体に著隠し遂とうと思へども知ある人ハ己が所作を視めく事ハ肺の藏肝の藏へもさとうしうと思わくなり然則たとへ表向ハきくらかなりけり

（也）（矣）（於）よますべし

曾子の曰く十目の視る所十手の指ざす所其嚴なるか

富ハ屋を潤し徳ハ身を潤し心廣く體胖なり故に君子ハ必ず其意を誠にす

右傳之六章ハ意を誠にするを釈す

所謂身を脩るハ其心を正くするに在る者身に忿懥する所有バ則ち其正きを得不恐懼する所有バ則ち其正きを得不好樂する所有バ其正きを得不憂患する所有バ其正きを得不

心焉に在不バ視れども見不聴ども聞不食して其味ひを知不

此を身を脩るハ其心を正くするに在と謂

何の益あらんや誠ある中にあれバ色外に形はるゝと兵を謂なり此の故に君子ハ独りを慎むとなり

曾子曰十目所視十手所指其嚴乎

右の誡ハ俗よくいへる天知地知我知るのごとくたとへバ人まもらず隠すとも誠に十人の目にて視十人の手にて指さゝるゝごとく嚴かなるべしと曾子の御教なり

富潤屋德潤身

徳ある人ハ常に道を重んじてこゝろに懼しき事なきと身一しづかに心の容貌に形はれてそのあり富くる人ハ其家自然と潤ハしく徳ある人ハ何となく身言語潤ハしくなり心廣くその容体進退胖やうなりそれゆへに君子ハかならず其意を誠にするなり

心廣體胖故君子必誠其意

右傳之六章釋誠意

所謂脩身在正其心者身有所忿懥則不得其正有所恐懼則不得其正有所好樂則不得其正有所憂患則不得其正

經に謂ふ身を脩るハ其心を正をとハ先こゝろの工夫あるべきことなり俗に煩悩とて心を動かすものあり是をとゝのへずして心正しからんや第一心に忿懥をふくむ時ハ正しき事を得ず第二恐懼事あれバ正しからず第三好樂をすれバ正しからず憂患をすれバ正しからず此四ツの情なきやうにハあらざれど義か不義かと心にて制し止むべし

時ハ正さくあるべきなりと行ふ時ハ正しくなるとなり

心不在焉視而不見聽而不聞食而不知其味

心ハ敬の一ツを心の柱とすべし心乃忽ちに動くとバ焉に不在なりかく心散りぬれバ目に視るものも見およばず耳に聴くとも不聞食するとも其の味ひを知らず

ゑとくなり趣心の敬ざるとのべうる

此謂脩身在正其心

讀法よくよくきこゆる

在と謂

右傳之七章ハ心を正しく身を脩むと釈と

所謂其家を齊ハ其身を脩るに在者ハ人其親愛する所に之て辟を其賤悪する所に之て辟と其畏敬する所に之て辟を其哀矜する所に之て辟き其敖惰する所に之て辟を故に好て其悪を知悪で其美を知

右傳之七章。釋正心脩身

所謂齊其家在脩其身者。人之其所親愛而辟焉。之其所賤惡而辟焉。之其所畏敬而辟焉。之其所哀矜而辟焉。之其所敖惰而辟焉。故好而知其惡。惡而知其美者。天下鮮矣

細に謂る身を脩る一段なり人を親し愛するハ人の身一の誠なれども右にもいふ心の正しからぬ時ハ愛におぼれ辟てしかる事に溺るかり辟ハかたむくとよみて依怙をたつる人となりたとへバ我たのしむ鳥獣をも育ひ愛して一死すれバ是を憐み臣下を百性を親愛するとても親類とても悪をめぐまずして他人の世話をたのむ類をバうくる説のみなり賤しき悪むとも辟することよ場あり哀み矜むとも此理あり人よう

者ハ天下に鮮矣

故に諺に之有曰人其子の悪を知こと莫其苗の碩なるを知こと莫

此を身脩め不バ以て其家を齊可不と謂

右傳之八章ハ身を脩め家を齊と釈を

所謂國を治るハ必ず先其家を齊と者其家教

親みそふるハ妻子に離るるより心薄くさるのおり敖て怠るるもその理ありかくしてあるへきてあれバつるやくしぬるのゆへよ好くせん内にも悪きこともあるとしらずして悪きと思ふ中にもその義理あることをしるべしかやうの人ハ天下に鮮なりとの

故諺有之曰。人莫知其子之惡。莫知其苗之碩

辟かくよるとて世の諺にも親ハ人の我子の悪とせず親ハよくたらく農夫ハ我田地の苗の碩に出来る年もよく出来るとハおもはぬものなり誠や人々已身の非をしらざるものなりとかくさとりし者ハまくなりしもぞ

此謂身不脩不可以齊其家

右傳之八章。釋脩身齊家

所謂治國必先齊其家者。其家不可教而能教人者無之。故君子不出家而

可不して而して能人を教る者ハ之無し故ゆへに君子ハ家を出ずして而して教を國に成す孝ハ者君に事る所以なり弟ハ長に事る所以なり慈ハ者衆を使ふ所以なり

康誥に曰く赤子を保るが如し心に誠に之を求ば中らずと雖ども遠

成教於國。孝者所以事君也。弟者所以事長也。慈者所以使衆也。

經よ家内よく齊ときハ國までもよく治ることあり惣体國中へハ君の御威光ハ届やすく上を学で下もそれにならへバ上なる人或ハ文学を好むものあれバ下もまた是を好むものの多し善悪ともに國中へその風うつるものなれバ以て君子人ハ家を出ずして他人を國中へ施し成とふらずなり其家の内をも教の不可なるぞ何としてよく人を教ゆることあらんや孝とハ子の親に事るの道なり是則ち臣の君に事る道と同じ弟とハ弟の兄を敬道なり是切壮なるものの長老を介抱するの理にあたる慈とハ親の子を寵愛の道なり是全く君の万民を治るの心なくあるべからざるなり人を敬バ人もまた我を敬といへり

康誥曰。如保赤子。心誠求之。雖不中不遠矣。未有學養子而后嫁者也。

揖通

不未子を養ことを学で而して后嫁者有未
未　兩度　也　助字

一家仁なるときハ一國仁を興し一家譲あるときハ一國讓を興一人貪戾なるときハ一國乱を作る其機此の如し此を一言事を僨り一人國を定むと謂

堯舜天下を師ゆるに仁を以て

康誥ハ前にいへる國中の民を治るハ赤子を保つ心持と如しきたるハ赤子ハ訳もなしに泣時しろくと気を付腹のしろくところを空心なく心を配るバまことその理に中らざれども大にハ不違ものなり是信実に心を配るゆへなり昔より未子を養育事をならひて嫁さる女もなく然どもその親子の愛慈ともの心ハ自然の理なりその心を以て下を慈愛べしとなり

一家仁。一國興仁。一家讓。一國興讓。一人貪戾。一國作亂。其機如此。此謂一言僨事。一人定國。

上一人仁を好むときハ下万民も仁を興し上に謙譲ある道を好むときハ下もまた謙譲する道を興すなり上に在る人貪欲なるときハ其一國の民乱るなり一家の内礼をまもり身を譲る道を好むときハ其機此の如し誠も上に在る一人の言バにて事を僨るなり一人の心にて國を治め定るともいふなり

堯舜帥天下以仁。而民從之。桀紂帥天

而して民之に従ふ。桀紂天下を帥ゆるに暴を以てして而して民之に従ふ。其令する所其好む所に反ときハ民従ハず。是故に君子ハ己に有して而して后人に求む。己に無して而して后人を非とす。身に蔵る所恕あらずして而して能人を喩す者ハ未之有ず

下以暴而民従之其所令反其所好而民不従是故君子有諸己而后求諸人無諸己而后非諸人所蔵乎身不恕而能喩諸人者未之有也

昔し堯帝舜帝御二方の聖人天下を治めのまへ仁心を以て万民を帥ひ治めのまふ民其風に従ふ桀王紂王御二人ハ悪王にて在ましまして暴を以て天下を治め帥ひ給へば天下万民もならひて乱暴の道行れしなりさて下への令出されしも民の好ところにたがひ反く時ハ下〻の者従ことなし君子人ハ我身に徳を有ちて而后に人の道を守らべしと求むるなり己が身に欠ることなくて而后人をとがむ非となり凡そ万事に就て我心を以て推し及し人の事と我身のごとく思へバ大抵理に背くことなし是を恕といふ此心を我胸中に蔵たくハへずして能人を喩しおしゆるといふハ世の中に未有之となり

故ゆへに國を治ハ其家を齊に在。詩に云く桃之夭々たる其葉蓁蓁たり之子于帰る其家人に宜し其家人に宜くして而して后に以て國人を教可し

詩に云く兄に宜く弟に宜し兄に宜しく弟に宜くして而して后に以て國人に教可

故治國在齊其家　讀りて聞ゆべし

詩云桃之夭夭其葉蓁蓁之子于帰宜其家人宜其家人而后可以教國人

此詩ハ周の御代善教を國中へおよびて婦人までも操のあるを賛し詩なり中華の婚礼多く三月木の茂生る前にあり時節の花と女子の次女とにくらへんとて桃花の夭〻く葉も蓁〻たるよそほふ之子于時夫の家に帰るの義なり内にそだちて教へよきゆへ嫁して后も一家の人と宜しく睦しく一家の内宜しくして而后國家の人民とも此人へ喩すべし

詩云宜兄宜弟宜兄宜弟而后可以教國人

此段も前にあなし人を國に成おさむといふ同じ兄を敬ひ弟を愛し兄弟の間宜しくむつまじくして夫より國中の人に及ぼすべし自ら喩すべしとなり

詩云其儀不忒正是

詩に云く其儀忒ず是四國を正くん其父子兄弟為法とるに足て而し后に民之を法とる也○此ハ國を治むハ其家を齊るに在と謂○右傳之九章ハ家を齊國を治ると釈す○所謂天下を平にするハ其國を治るに在者上老を老として民孝を興し上長を長として民

四國其為父子兄弟足法而后民法之也

家の内にて其儀式忒ざる時ハ四方の國々まで正しくなるぞし上に立の人父子の間兄弟のまじハり法に叶ふてならバ上を学ひ下ゆくへまもる之を法儀となして風俗正されるぞ

此謂治國在齊其家

右傳之九章釋齊家治國

所謂平天下在治其國者上老老而民興孝上長長而民興弟上恤孤而民不倍是以君子有絜矩之道也

八條目に國く能治まれバ自然に天下ハ平かなるものなりとハ上たる御方まづ身に行ひ給ふ時ハ下たるものハ感発してそのこころの興りのなり君たる御方老たる方を敬ひ老らひのへバ下たる者是によつて孝の道に志さん上たる御方も賢者あるひハ年長なる人を長ひ

弟を興し上孤を恤て民倍ず是を以て君子ハ絜矩之道有也

上に悪む所ハ以て下を使こと毋れ下に悪む所ハ以て上に事ること毋れ前に悪む所ハ以て後に先こと毋れ後に悪む所ハ以て前に従こと毋れ右に悪む所ハ以て左に交ることを毋れ左に悪む所ハ以て右に

うへハ下たる者も兄を敬ふの道を興きなりさて年幼なく親類もなき者を孤子といふ上たる御方より孤をあはれみ給ふ時ハ下たる者も其ことをのがさず倍くことなくいふ絜ハ矩ハ大工のさしがねなり金なる道具を以て大なる家をもつくる法を用るになぞらふ

所惡於上毋以使下所惡於下毋以事上所惡於前毋以先後所惡於後毋以從前所惡於右毋以交於左所惡於左毋以交於右此之謂絜矩之道

我より御上へ奉公するに心に叶ぬ事や又ハ上と下となれバ心所悪ともさつゆるなりその心を推はかりて下なる者をそのごとくに使ことなかれ我召つかふの我に心所悪とあまハすこと我より上なる人へもそのごとくあつかふべしとなり事ハ右にて為べうるハ前と後ふとも左の方にて悪とおもふ理いなり

交ること毋れ此之を絜矩の道と謂ふ（於）（也）

詩に云く楽只の君子ハ民之父母なりと民之好む所ハ之を好し民の悪む所ハ之を悪む此之を民の父母と謂ふ○詩に云く節たる彼南山維石巖々たり赫々たる師尹民具に爾を瞻る國を有者ハ以て慎まず不ハある

これ絜矩の道なり

詩云楽只君子ハ民之父母民之所好好之民之所悪悪之此之謂民之父母

右の如くなるゆへ下の上を戴き上の下を恵むのふたつのこゝろを詩經に誠に親子の思ひをなせるこゝろともあらるゝく楽只なる君子こそ實に万民の父母なりと万民の好む所を上にも之を好みたまひ万民の悪と思ふ所ハ上にもこれを悪みたまふゆへに國よく治るなり

詩云節彼南山維石巖巖赫赫師尹民具爾瞻有國者不可以不慎辟則為天下僇矣

此の詩の意ハ君たる者ハ高く人の上にありて一人の態をもつて下万民に立りの苦も楽むとゆへぜひ君たる者をも義非をとらるゝなり謹み深く恐をとぞ位高きとたとへて彼終南山といふ山ハ節として維山の形石ハ巖々たるが如く周の幽王の時の摂政に師尹といふ人政道宜しからざるゆへ赫々て万民其に再が

べからず辟するときハ則天下の僇と為る（矣）

詩に云く殷之未師を喪ハざるに克上帝に配す儀く殷に監る儀峻命易からず道ふ衆を得るときハ則ち國を得る衆を失なへハ則ち國を失なふ

（未）（儀）二字よむ之

（于）助字なり

是故に君子ハ先

悪みて政務を瞻となり實國を有者ハ慎むべき事なりて心辟ときハ天下のものひりのとなりて僇ならるゝぞや

詩云殷之未喪師克配上帝儀監于殷峻命不易道得衆則得國失衆則失國

ゆゑこし殷の御代も聖人湯王より二十八代六百四十四年つゞきしも紂王といふ悪王に至りて四海困窮ついに位をうしなひ周の武王の御代にうつる古へ殷の御代も万民師の帰服を喪ハざる内ハ克も天道のめぐみにあふ徳ありおそらく配びゆへり此後天下の主となるにハ人ハ儀く殷を監み手本となすべし實に天命のその峻しき天下といふものハ保不易そのゆゑ恐るべし衆民の心を得るハ國を保得るなり衆民の心を失なへハ國をうしなふなり後世天下の主となるの人ハ恐るべきなりと聖人周公の成王へ教訓ありし家を保の理も是に外ならずとぞ然れども

但し 天朝にてハ執政家あらる此をハ一日も論ずべきにあらず恐るべし 天朝の天皇と

是故君子先

徳を慎む徳有ハ此人有人有ハ此土有土有ハ此財有財有ハ此用有（乎）助字

徳ハ本也財ハ末也本と外にし末を内にすれハ民と争ハしめ奪ことを施すなり

是故に財聚れバ則ち民散ず財散ずれバ則ち民聚る

是故に言悖て出

愼乎徳有徳此有人有人此有土有土此有財有財此有用 是訳なる故君子ハ先第一に仁義の徳を慎んで行なり徳あれハ帰服して上によく衆の人を有なり人を有ハよく國の土地を有なり土地あれハ金銀財宝あり財宝あれバ諸用必ず不足なし

徳者本也財者末也外本内末争民施奪 右不徳の君ハ天下の財宝をとらんとまふなり徳ハ本にして金銀ハ末なり本を外にして末を内にする時ハ万民を争ハしめ欲心貪奪の心持を布施ことにするなり

是故財聚則民散財散則民聚 それ故に金銀を聚むさぼれバ民の心うとく散るなり財を散し施を心とすれハ民なつき聚となり

是故言悖而出者亦悖而入貨悖而入

者ハ亦悖て入貨悖て入者ハ亦悖て出（而）

康誥に曰く惟命ハ常に于てせず道ふこゝろハ善なれバ則ち之を得不善なれバ則ち之を失なふ（矣）

楚書に曰く楚國ハ以て宝と為こと無惟善以て宝と為

者亦悖而出 右の事ども俗なる心にてハ財散ときハ民の聚るとの心得んなれども則ち民の聚るハよく[illegible]帰服するハ財を保長久の理なり民散らさバ財もうしなふ理なり天道のめぐり恐れ慎むべしたとへバ人に悪口いふまじくなくとも言悖而もいひ出せバ人もまた理に悖る言をもつて忽ち我口より出るものに我耳に入る。なり悖くる貨ハ手に入とも又理に悖て出るのみなるものなり

康誥曰惟命不于常道善則得之不善則失之矣 誠や惟天道の命といふものハ不于常してそのむくひとして恐れ慎むべしとあるがその道ハ善きものハ福を得不善なるものハ福をうしなふなり

楚書曰楚國無以為寳惟善以為寳 楚の國の書籍に記したりむかし楚の國より使者をもって晋の國へ白珩といふ玉を進ぜられし その時晋王の御こたへとし楚國の宝に及ける使者對て曰く吾楚の國にてハ金銀珠玉を宝とハいはず忠義ある善人

舅犯曰く亡人ハ以て宝と為ること無し仁親以て宝と為

秦誓に曰く若一个の臣有断々として他の技無其心休々焉として其容ること有が如人之技有ハ己之有が若く人之彦聖なるハ其心に之を好こと啻に其口自出るが若く

をして國の宝とせしむとなり　舅犯曰亡人無以為寶仁

親以為寶　晋の國の重子重耳と云るハまだ世にいでずして賢者ありし父君の妾驪姫の讒言によつて他國へ亡人となりて家を出さり　その後父君世去なり　此時秦の君穆公使者を重耳へつかハして曰く我助力して晋の國をうち破り帰國あつてハいかゞあらんと也　つかハしけるその時舅犯の傅侍に舅犯といふ賢者あり答て曰く我君亡人ハ人をさるべし　國を取ことハ宝とせず親の喪を哀しみつとめて仁道を宝とさすることを以て宝とせしむとなり

秦誓曰若有一个臣断断兮無他技其心休休焉其如有容焉人之有技若己有之人之彦聖其心好之不啻若自其口出寔能容之以能保我子孫黎民尚

のくならず寔に能之を容以て能我子孫黎民を保ん尚くハ亦利有ん哉（下）

人之技有ハ媢疾して以て之を悪人之彦聖なるハ之に違て通ぜ不俾む寔に容こと能ず以て我子孫黎民を保ること能ハ不亦曰く殆ひ哉

亦有利哉　秦の國の君穆公誓言とて、仰らせし詞なり若あらんにその人柄断々として他に技も無人の如く其心休々としてゆつくりとして物をうけ容る大量ありて人の藝技ある八自己の身に藝技之有が如く人の彦聖るを見てハ吾心に好之思ひ其の口より出し誉るのみならず寔によくさやうの人を受容なり右やうの人を高位に取ひあげバ能我が子孫を保し聊て多くの黎民も尚大なる利徳のあることありふ者ならん○中華にてハ大抵の身上あるものハ皆冠を着るなり大人そのしくハ元より冠を着ざる故に髪をさらしあらハしぬる黎き頭の民といふ是を以て黎民とハいふなり

人之有技媢疾以悪之人之彦聖而違之俾不通寔不能容以不能保我子孫黎民亦曰殆哉　媢疾ハ妬小人ハさやうの人あつて人の技ありとあれバ媢疾て悪くおもひ彦聖なる人をハ違そむきて本意を通ぜぬやうにとするなり　寔に我を受容ること能ハざるやうの者ハ我子孫を補佐し保ことこ

唯仁人ハ之を放流して諸を四夷に迸け與に中國を同せ不 此を唯仁人能人を愛し能人を悪むと為と謂

賢を見て而して舉る能ハ不舉て而して先ンずる能ハ不命る也不善を見て而して退る能ハ不退て而して遠くる能ハ不過ち也

こと八勿論黎民とも心殆しとなり

唯仁人放流之迸諸四夷不與同中國此謂唯仁人為能愛人能悪人

仁者の心ハ誠に万民を深くあはれミ、かの妬嫉人ハ誠に國家の害なるを以て根をたちて是を放遠ざくるなり國家天下のために病となる人ハ賢人徳者を忌ものゝ毒あるをたしとりも肝要なり仁者ハ[illegible]私なく詳しくとなし即ちあはれミを仁人ハよく万民を愛し[illegible]もいひまた誠に佞人を悪むものなり

見賢而不能舉舉而不能先命也見不善而不能退退而不能遠過也

さて賢者なりと知りながら怒ちに引挙て用ゆべしさて挙て用ゆるとも早く人の上へ先だつべきなり[illegible]よき人を重ぜんとして、あるハ命といふものなりされバ害のある不善人をしりぞけば怒ちに退くべし退ぞくるとも[illegible]再び近付ぬやうに遠ざく

人之悪む所を好し人之好する所を悪む是を人之性に拂て菑必ず夫身に逮と謂

是故に君子ハ大道有必ず忠信以て之を得驕泰以て之を失なふ

財を生に大道有之を生者ハ衆く之を食者ハ寡之を為者ハ疾之

べしとなりまたこれを行て能ざれハ過ちの大なるものなり

好人之所悪悪人之所好是謂拂人之性菑必逮夫身

人の所悪ことをも好き人の好む所を悪み嫌ふやうの人ハ誠に人の心性に拂ひ天道の菑ひ必ず身に逮ものなり

是故君子有大道必忠信以得之驕泰以失之

是の故に上たる君子ハ天下國家を治め万民を保ぎる大道あり忠といふハ心の誠を尽すをいふ信とハいつわりなきをいふかくのごとくなれバ大道を得るなりさるに仁義をも喪ひ道に用ゐることなく栄耀に驕ぎて泰をほしいまゝにするハ大道を失ふなり是をとりまとめ此に三たび得失の事を説かれて深切なり慎で深く是を察すべし

生財有大道生之者衆食之者寡為之者疾用之者舒則財恒足矣

を用ゆる者ハ舒なる時ハ則ち財恒に足 矣 助字

是れ仁者ハ財を以て身を發し不仁者ハ身を以て財を發す

未上に仁を好て下義を好まざる者有未 義を好むで其事終ざる

國家の恩沢ハ金銀財宝にして天下の大道なりその財を生ずるに道あり凡天下古へハ大てい士農工商の四民の外なし 士とハ童を御位より副ミ官に至るまで政道の権威をあづかる人をいふ農ハ五穀を作り出すを士民なり工ハ一切の道具を造作するの人なり商ハ万事有所の物を年き所へ通用して売買ひとをいふ此外を遊民として今日世の中へ用なるものゝ外よりて食事となくものなり遊民多けれバ五穀財宝をついやすもの多くゆへ世貧しとなりゆへ財を生ずるの大道あり 財を生ずる者ハ衆く食ふ者ハ寡く損を者ハ寡し諸の業を勤め為ことハ手疾く精を出さしさて入ハ約をまもりて内へ入所を計外へ出る所をおぎのふよふにせバ則ち天下の財宝恒に足矣なるらん

仁者以財發身 仁心ある者ハ財を施し散して道を行ひ我身をたつるゆへに長久なり

不仁者以身發財 不仁の人ハ吾身を捨て財を好み貪るゆへに長久ならん

未有上好仁而下不好義者也未有好義其事不終

者有未 府庫の財其財に非ざる者有未 也

孟獻子曰く馬乗を畜ふハ雞豚を察ず伐氷之家ハ牛羊を畜ず百乗之家ハ聚斂之臣を畜ず其聚斂之臣有與ハ寧盗臣有 此を國ハ利を以て利と為ず義を以て利と為と謂 於 也

者也未有府庫財非其財者也 上に仁を好めバ下も又義を好む是れ誠を尽くせバおのずから其應のなることあり 仁を好むへバ下も義を好まざる者ハなし 義理に當る事を好で其事の終ざるものなし たとへバ我府庫の内の物ハ已が財に非となるものなし

孟獻子曰畜馬乘不察於雞豚伐冰之家不畜牛羊百乘之家不畜聚斂之臣與其有聚斂之臣寧有盜臣此謂國不以利為利以義為利也 孟献子ハ孔子時代の御人なりその語にいふ 馬乗を畜とハ平士より始てめし出されて大夫の格となれバ車一乗をひく馬を畜ふ それその官位ある人ハ豚や雞を食物の助とするを好まず 利を察ぐべからず 伐氷之家とハ聚求をかく卿大夫以上ハ喪事の時の遺骸やすく祭祀の時の

國家に長として
財用を務る者ハ
必ず小人に自小人
をして國家を
為使菑害並び
至善者有と雖
ども亦之を如何
ともすることなし此
を國ハ利を以て利
と為ず義を以て
利と為と謂

供物魚肉なども然しくあざらん用るなりさやうの家柄ハ牛羊をやしなひ蓄へ〻様の利をかんがへうることなし百乗とハ采地知行をとる旗本衆の領分より軍役に車百乗をも出さる家なり何とぞ聚斂御益のたくみある者をのぞきて養ざるべし寧ハ盗臣を抱る方が宜しとなり盗人ハ我家の物をうしなふまでなり聚斂の臣ハ國中万民のものを盗み貪るゆへなり其の故に君子ハ民前の利を以て利とハせざるなり義理にかなひて人〻に不足なきを以て利と謂なり

長國家而務財用者必自小人矣彼為善之小人之使為國家菑害並至雖有善者亦無如之何矣此謂國不以利為利以義為利也

國天下を治る本ハ万民を仁むを以て第一とす然るにその長たる役に居て金銀財宝の利用を務る者ハ大抵ハ小人の所為に自なり若小人に國家を為使れバ菑といひあり天変を菑とつひ土地の変を害といふ天地ともに変をあらはしめぶんにハいかなる大徳善人ありてとう鎮めんとも其功なし一旦ハ如何うるはしきなり此一段心に敬で味べし聖人のゆへ中く詞筆弁舌を以てのべ尽しがたきものなり

右傳之十章ハ
國を治め天下を
平にすると釈も
凡そ傳の十章
前の四章ハ統て
綱領の指趣を
論ず後の六章ハ
細かに條目の功
夫を論ず其第
五章乃ち善を
明にする之要
第六章ハ乃ち

右傳之十章釋治國平天下

凡傳十章前四章統論綱領指趣後六章細論條目功夫其第五章乃明善之要第六章乃誠身之本在初學尤為當務之急讀者不可以其近而忽之也

凡て傳文十章のうち前の首章より四章までハ明徳新民至善の

身を誠にせざるの本初學に在て尤も當に務むべき當之急為續者其近を以て之を忽にすべからざる也

三綱領の指趣を總て論ぜり後の弟六章より十章までハ八條目治國平天下の工夫を細に論ぜり右の内にて弟五章ハもつとも善道の肝要を明かにし又弟六章ハ身の行ひの根本にして誠の道を尽せり何れも目くは務當の急用なり願くハ学者の輩口ぐせのごとくに讀てもし近きなりとて忽にすべからんとぞ怠るやまざらんとぞ

大學章句畢

記事論説文例續編廣告

東京田中義廉閲〇大阪安田敬齋著

上等 記事論説文例 銅鐫 全二冊 定價七拾錢

曩ニ刊行スル處ノ記事論説文例幸ニ諸君ノ寵顧ヲ蒙リ發兌日尚淺キニ既ニ數千部ノ多キヲ販賣ス實ニ著主ノ榮譽書肆ノ幸甚ト雖モ未ダ首尾全串ナラサルヲ以テ這回更ニ〔記事〕〔議論〕〔説〕〔祝〕〔傳〕〔序〕〔簡〕〔題〕〔賛〕〔辨〕〔解〕〔箴〕〔喩〕〔檄〕〔跋〕等ノ十五門ニ分チ其体少シク高尚ニシテ三百有餘章ノ文例ヲ掲ゲ欄上ノ類語及ビ文法体格等一層精詳ニ撰述シ闔衆ニ謝セントス乞不日刻成ヲ待テ前輯ト均シク御購求玉ハンヿヲ

国立公文書館
National Archives of Japan